

平成28年度第1回旭川市男女共同参画審議会 開催結果報告

日時	平成28年6月27日(月) 18:30～20:30
場所	旭川市総合庁舎議会棟2階 第4委員会室
出席者	委員 10人 浅野委員, 荒川委員, 大野委員, 鍋木委員, 後藤委員, 佐々木委員, 佐藤委員, 谷委員, 羽柴委員, 万年委員(50音順) 事務局 3人 矢萩男女共同参画担当課長, 丸谷, 藤澤
傍聴者	0人
資料1	「あさひかわ男女共同参画基本計画」中間見直し版(案)について 寄せられた御意見等と市の考え方
資料2	男女共同参画基本計画中間見直し(案)新旧対照表
資料3	「あさひかわ男女共同参画基本計画」中間見直し版
資料4	「あさひかわ男女共同参画基本計画」数値目標の進行管理
資料5	附属機関の委員就任状況(平成28年4月1日現在)
資料6	(平成28年度)男女共同参画基本計画個別事業一覧表
資料7	平成28年度実施予定事業(政策調整課男女共同参画担当分)

会議内容

議題

- (1) 「あさひかわ男女共同参画基本計画」中間見直し(案)に対する意見提出
手続の結果について
- (2) 「あさひかわ男女共同参画基本計画」数値目標の進行管理について
- (3) 平成28年度事業について
- (4) その他

1 開会

事務局：10名の出席であり，旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例
施行規則第11条第3項の規定により会議が成立していることを報告。

・(資料確認)

2 議題

(1) 「あさひかわ男女共同参画基本計画」中間見直し(案)に対する意見提出手続の
結果について

事務局：(資料1「あさひかわ男女共同参画基本計画中間見直し版」(案)について寄
せられた御意見等と市の考え方，資料2 男女共同参画基本計画中間見直し(案)新旧

対照表及び「あさひかわ男女共同参画基本計画」中間見直し版について概略説明)

会長：各委員から何かご意見・質問はあるか。

委員：22ページ目の、〈介護者に占める有業者の割合〉の表の必要性がわからない。この表から、介護者における女性の割合が高いということや、固定化しているということとは読み取れない。

事務局：図表は、男女共同参画白書からとったもので、介護者における男女の割合とセットで掲載されていたもの。不要な部分は削除し、修正する。

委員：11ページの男女の人権尊重と平等意識の浸透の【現状と課題】についてだが、追記した部分に、女性に対する暴力を列記しているのであれば、マタニティ・ハラスメントについても言及すべきではないか。記載されているものだけが暴力と誤解を生む可能性があると思われる。

事務局：今回追記した「暴力」については、「女性に対する暴力を無くす運動」にて記載されているものを順番に載せた。

マタニティ・ハラスメントについては、就労等の場におけるものと捉えているため、そちらで言及している。

いずれにせよ暴力は、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき課題と認識している。

委員：了解した。

他には、11ページの加筆部分の「また、性暴力、・・・」ですが、「であり」という表現が重なっているので、修正をした方が良い。

事務局：修正する。

委員：先ほどの、マタニティ・ハラスメントについて取り上げるのは、就労等の場ということだったが、それは、18ページのことで良いか。

ここでセクハラやマタハラは「深刻な問題」という押さえだが、先ほどの男女の人権尊重と平等意識の文章に比べると(被害についての)重みが薄まっているのでは無いかと感じた。

委員：私も同様に感じた。

職場環境を悪化させる深刻な問題という意味になると、人権侵害のところで言っている意味と意味合いが変わってくる。人権侵害と同じ意味だと言うのであれば、もっと強く言う必要があるのでは。

委員：マタハラが犯罪かと言われると違和感があるのでは。

以前の社会通念では、女性は働いていても妊娠・出産となると、社会から引いて家庭に戻るといった流れだったが、今はそうではない。皆で助け合う社会になっていけば良い。

マタニティ・ハラスメントについて、男女の人権尊重の箇所では記述するのは良いが、犯罪を含む人権侵害となると意味合いが変わってくるので、文章を変える必要があるのではないか。

会長：意見をまとめると、マタニティ・ハラスメントは人権侵害であり、計画においても、人権感覚を持った表現にしてもらいたいということか。

また、犯罪とまでは言い切れないことから、バランスを取った表現にするということが良いか。

委員：事務局案のように、男女の人権意識の箇所では無く、就労等の場においてマタニティ・ハラスメントを入れるのは良いと思う。

ただ、そこで取り上げたときの表現として、人権意識について強調した方が、バランスが良いと思う。

事務局：18ページ(4～5行)の文章を、より人権を意識したような形にするというのが皆さんの意見ということでよろしいか。

委員一同：(了承)

会長：この件に関しては事務局に改めて練り直してもらえればと思う。

他の観点ではどうか？

団体からのパブコメに対する回答があったそうだが、どのような団体からか。

事務局：女性団体が多かった。

会長：女性団体毎でまとめて意見を出してきたのか。

事務局：パブコメを実施する際、旭川市男女共同参画推進団体に登録している団体にお知らせした。それを受け、意見を寄せくれたのではないかとと思われる。

会長：他に意見はあるか。

委員一同：(特に意見無し)

会長：今回の事務局案では、女性の貧困について明記され、性暴力だけでなく、色々な暴力があり、様々な観点から含めた暴力について言及された。

また、事務局では先ほど意見があった、人権侵害に関しても、上手く表現していただきたい。

計画の最終決定はいつになるか。

事務局：7月中の策定を目指している。

今日いただいた意見を整理し、欠席した委員にも確認し、それをもとに計画案を修正する。計画は、庁内会議を経て、決定をしていきたい。

会長：気づいた点があれば、事務局に連絡してもよいか。

事務局：構わない。

委員：母子家庭において、非正規職員が多い問題については、どう対応したら解決するのかと歯がゆく思う。

委員：女性支援の活動をしていて、DV相談や子どもの虐待が増えてきていると思う。理由として、子どもの前で、配偶者に対し暴力を行うことは、子どもに対する虐待になるため。

市も民間でもシェルターを持っているが、シェルターは、利用者の安全を考え、制約が厳しいため、旭川市では、シェルターの成約件数が少なくなってきており、シェルターを利用しないで自立を図る女性が増えてきている。そのため、そういった女性達を支援する必要性を切実に感じている。

女性の貧困は子どもの貧困に繋がり、悪循環が広がっていく。このことについて、少しでも計画に取り入れたり、具体的な方策が盛り込めないかと思っている。

委員：計画の中だけでは無く、実態として施策や現実社会を変えていくことが目標。中間見直しについての案は、様々な意見が出たので、それをもとに事務局で練り上げて欲しい。

(2) 「あさひかわ男女共同参画基本計画」数値目標の進行管理について

事務局：資料4 「あさひかわ男女共同参画基本計画」数値目標の進行管理について概略説明。

会長：各委員から何かご意見・質問はあるか。

委員一同：(特に無し)

(3) 平成28年度事業について

事務局：資料5 (平成28年度)男女共同参画基本計画個別事業一覧表及び資料6 附属機関の委員就任状況(平成28年4月1日現在)について概略説明。

委員：新規事業としては、66番の「ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施」と70番の「なでしこ就職支援事業」となる。

4番の「女性活躍ワークライフバランス」の予算が大幅に減っているが、理由は何か。

事務局：平成27年度は、若年層に対し、結婚観とワークライフバランスについての意識調査を実施したため、例年より予算が多かった。

調査以外の予算については、例年通り。

委員：23番「学習機会の提供(女性大学等)」について、予算が2倍以上増えている。力を入れると言うことか。

事務局：括弧の中が男女共同参画に関わる事業費であるため、全体事業費が増えているからとはいえ、男女共同参画に関する予算が増えているわけではない。

委員：0が目立つと思うが、0はどのような意味か。

事務局：事業を推進しているが、予算を伴わないという意味。例えば、7番など、庁内で既存のパネルを使用してパネル展を実施するので、予算を伴わない場合もある。

委員：事業費を計上しなくても、事業ができるのか。

事務局：その事業として事業費はあるが、男女共同参画の推進に係る事業としては予算を伴わないということ。

委員：事業について取捨選択が必要なのではないかと考える。例えば、85番の「食育推進事業の実施」についても、男性の家事や料理について実施するのであれば男女共同参画のプログラム、ただの食育なら教育委員会のマター。

内容についても、精査していく必要があると思うが、資料にある3行程度の事業概要では内容が判断できない。

事務局：施策の方向性「(1)性及び生殖に関する個人の意思の尊重についての意識啓発と健康管理の推進」に関わる事業として掲載されている。また、それぞれの事業は、男女共同参画の計画にだけに入っているわけではなく、色々な計画に位置づけられており、各部署に、それぞれの事業の実施に際し、男女共同参画についても意識して行うよう依頼しており、目標や方向性について関連はあるが、男女共同参画としての予算と言われると難しい部分がある。

委員：各部署に確認し、資料を作成しているということであるなら、それぞれの部局の意識の度合いがわかるということではないかと思う。

委員：そもそも事業名、概要、予算で内容を理解して欲しいというのが無理な話。それぞれの事業が、いつ、どこで、どのように実施しているのかということが知りたい。

そして、その事業がどれだけの予算を使って、それだけ使っているのだから、どの程度の効果があったかと言うことを知らなければ検討は難しい。標記の方法について、事務局で検討をして欲しい。

委員：初めて0の意味がわかった。

事業についても、各部局に男女共同参画と、実際にどのような関わり方をしているのか確認するのも方法の一つだと思う。

86番の「がん検診事業」が、どのように男女共同参画に関わるのか、理由がよく分からないが。

事務局：「生涯を通じた男女の健康支援」という目標があるので、関連と言うことで挙げている。男女共同参画だからということではやっていないわけではない。

委員：ポスター展のように、パネル展で職員が掲示を行うので事業費が伴わないというのは、まだわかる。理由があって予算が伴わないというのは良いが、無理矢理、男女共同参画というくくりで事業を挙げているものもあるように思える。

何をどこまでピックアップするかということを考えていかなければならないのでは。

事務局：事業の整理の仕方では、分かりにくくしているものがあるかもしれない。

事業成果の報告書も作るので、そちらを見ると、取組などの内容がわかり、理解が得られるのでは無いかと思う。次回の審議会で、その辺りの整理が出来ればと考える。

会長：女性活躍推進に関わるHPについて、情報を集約し、まとめているところであるが、意見等があれば、後日でも構わないので意見を寄せて欲しい。

事務局：補足として、制作中のHPには、女性活躍推進に関わる、市、道及び国のページをリンクでつないでいる。民間のHPも子育て支援部で一部載せており、民間のページも広報と相談し、内容によっては、掲載可能なため、女性の職業生活や活躍するときに必要な情報があれば、是非教えていただきたい。

会長：女性活躍を念頭に置いたリンク集を作ると言うことで良いか。

事務局：そのとおり。HPは公開後、随時更新するので、何かあれば連絡が欲しい。

会長：児童向け啓発用ポスターについては。

事務局：審議会で、ポスターを作るにあたって参考意見をもらいたい。

ポスターのテーマについても色々な切り口があると思うので、どこに重点を置いたものを作るべきか意見を出して欲しい。

委員：ポスターの対象は生徒・児童向けで、ポスターはコンクール等を開催し、児童

が描くのか。

事務局：ポスターは小学校・中学校に貼ることを想定しており，ポスター制作については業務委託をする。

委員：固定的性別役割が払拭され，大工の女性がいても，看護師の男性がいても普通に感じる。それが男女共同参画社会だと思う。

昔は固定的性別役割や社会通念があったと思うが，今はそうではないというイメージでポスターを作りたい。

更に言うと，児童・生徒だけでは無く，大人が見ても良いような図になれば良い。

模擬議会にも学校の先生がいたが，その方が言うには，男女共同参画社会を一番分かってもらえないのが60代以上。そういう人が見ても時代が変わったと思ってもらえるようなものが良い。

事務局：ポスターの決定については，テーマや標語などの案を審議会を出して欲しいと思う。

何回も審議会として集まるのは難しいと思うので，まずテーマなどの意見を7月中くらいまでに提出してもらい，それをもとに，ポスター案を作り，どれを良いかということ，手紙や投票など，方法はまだ決めていないが，審議会の皆様と選んでいきたいと考えている。

先ほど、男女関わらず職業を選べるというテーマいただいたが，ポスター制作の意図として，子どもの頃から固定的な性別役割意識に囚われない男女共同参画社会の実現を目指していけるような形にしていきたい。

会長：ポスターの意見については，7月22日までに，FAX又は郵送で藤澤まで。HPも同じく藤澤まで。

今日，意見が出なくても，気がついたときに連絡をして欲しい。

議題は以上。

事務局：今後のスケジュールとして，7月末までに計画の策定。

10月～11月に2回目の審議会。

そのときに，平成27年度の事業報告書の審議。

以上